

## 被災者支援制度の受け付けを行っています

南丹市では、次の支援制度の受け付けを行っています。詳細は担当課にお問い合わせください。

項目	担当課	概要	必要なもの
固定資産税	税務課	所有の固定資産(土地、家屋、償却資産)について著しい損害を受け、一定の要件に該当する場合は、固定資産税の減免を受けることができます。	印鑑、罹災証明書、個人番号カードまたは通知カードと身分証明書(運転免許証など)
市府民税		自己の所有する財産に被害を受けた場合は、地方税法に規定する雑損控除の例により算出した額の減免を受けることができます。	印鑑、罹災証明書
市税の納付		財産について被害を受け、一定の要件に該当する場合は、市税の徴収猶予を受けられる制度があります。	印鑑、罹災証明書
国民健康保険税	保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免期間：10月～平成30年9月</li> <li>罹災状況：住宅の床上浸水</li> <li>減免割合：7/10</li> </ul>	世帯主の印鑑、罹災証明書、被保険者証
後期高齢者医療保険料		<ul style="list-style-type: none"> <li>減免期間：10月～平成30年9月</li> <li>罹災状況：住宅の床上浸水</li> <li>減免割合：1/2</li> </ul> ※所得要件有り	本人の印鑑、罹災証明書、被保険者証
国民年金保険料		所有する住宅、家財その他の財産の被害金額が、財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、減免を受けられる場合があります。	罹災証明書、印鑑、その他(お問い合わせください)

### ●問合せ先

内容	問合せ先	電話番号
固定資産税・市府民税・市税の納付	税務課	(0771)68-0004
	八木支所地域推進課	(0771)68-0020
	日吉支所地域推進課	(0771)68-0030
	美山支所地域推進課	(0771)68-0040
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免	保健医療課	(0771)68-0011

## 農林業施設の災害復旧支援のお知らせ

台風 21 号で農地や農業用施設、林道、作業道、有害鳥獣防除施設が被災した場合、早期復旧に向けた支援を行います。なお、農林災害については、国により激甚災害に指定されたため、補助率をかさ上げしています。

### <南丹市土地改良施設災害復旧事業>

- 対象 農地や用排水路、農道、揚水機などの復旧費
- ※対象経費は5万～200万円
- 補助率 9/10(上限額180万円)

### <南丹市林道、作業道維持修繕事業>

- 対象 林道台帳ならびに作業道台帳登録路線の復旧費
- ※対象経費は5万～200万円
- 補助率 9/10(上限額180万円)

### <南丹市有害鳥獣防除施設災害復旧事業>

- 対象 平成 28 年度までに南丹市が事業主体として設置した防除施設の現状復旧に要する資材経費
- ※個人で設置された施設は対象外
- 補助率 9/10

### <共通事項>

- ・詳細はお問い合わせください。

☎農林整備課

☎(0771)68-0012

☎各支所地域推進課

☎八木(0771)68-0020

日吉(0771)68-0030

美山(0771)68-0040